

CONSULATE-GENERAL of JAPAN in HOUSTON

2 Houston Center Building

909 Fannin St., Suite 3000

Houston, Texas 77010

Tel: (713) 652-2977 Fax: (713) 651-7822 Email: ryoji@ho.mofa.go.jp

旅券仮申請の御案内

旅券仮申請制度は、当館管轄内（テキサス州・オクラホマ州）で遠隔地にお住まいの方の便宜を図るために実施しているものです。事前に郵便で仮申請を行い、後日、ご来館時に正式申請と同時に旅券の受領ができます。

- 旅券受領のための来館日（旅券交付希望日）は事前予約制です。必ず「同意書」を提出してください。来館予約日（交付希望日）の約10日前までには総領事館必着ですべての必要書類を郵送してください。
- 現在お持ちの旅券が有効な場合、申請者ご本人が当館に来館し、正式に旅券の申請受理がされた時点で現在お持ちの旅券は失効します。
- 来館予約日（交付希望日）に旅券の受け取りができなかった場合、正式な旅券申請の受理がされなかったこととなりますので、仮にお受けした旅券申請は自動的に取り下げとなり、改めて申請を行っていただく必要があります。
- 旅券申請書類を当館にて受領次第お電話にてご連絡いたします。当館よりの連絡がない場合は、念のため当館へ書類の到着を確認してください。
- 申請書類に不備がありますと、希望日に旅券を交付することができかねる場合がございます。申請書類郵送の前にご不明な点がございましたら、当館までご連絡ください。
- 郵送途中の申請書類等の紛失・損傷等いかなる損害につきましても、当館では一切責任を負いかねますので、ご了承ください。FedEx, UPS, USPS Express Mail 等の Tracking Number のある確実な郵送手段をおすすめいたします。
- 次の County（郡）にお住まいの方は、郵送での申請は対象外ですのでご注意ください。
Liberty, Chambers, Galveston, Montgomery, Waller, Harris, Brazoria, Fort Bend

手続きのご案内

- 旅券は残存有効期間が1年未満となった場合に新規発給の申請ができます。
- 必要書類を当館に郵送（仮申請）後、来館予約日（交付希望日）に申請者ご本人が有効な旅券（有効期限が過ぎている場合は一番最近取得した旅券）、手数料および米国に合法的滞在を証明するものを持参し、来館してください。
- 現在お持ちの旅券を提示された段階で正式な申請受理となりますので、来館時にはお忘れなくご持参して下さい。（現在お持ちの旅券をお忘れになると、正式申請を行うことができませんので、ご注意ください。）

手数料 現金のみ（新旅券受け取りの際におつりのないよう持参して下さい）

10年間有効旅券（20歳以上）	145ドル
5年間有効旅券（12歳以上）	100ドル
5年間有効旅券（12歳未満）	55ドル
記載事項の変更（5年/10年）	55ドル

※ 20歳以上の方は5年有効旅券も選択できます。

※ 手数料は毎年4月1日改定されます。

送付する必要書類

1. 一般旅券発給申請書：1通

入手方法①：郵送にてお取り寄せ

当館宛に\$ 2.00相当の切手を貼ったレターサイズ（9 x 12インチ）の返信用封筒と当館ホームページよりダウンロードされた「一般旅券発給申請書請求シート」を送付いただければ、送付いただいた返信用封筒を使用して旅券申請書を返送いたします。

入手方法②：ダウンロード

平成28年1月4日から、海外の大使館や総領事館（以下、「在外公館」）において、以下の5種類の「ダウンロード申請書」の先行運用を開始しました。国外で旅券の発給申請等を行う方は、ご自宅などでこれらの申請書をダウンロードし、必要事項を入力・印刷することで、旅券申請書の作成ができます。

（※留意事項）旅券申請をインターネットから可能になるものではありません。

旅券申請書は従来紙媒体のみでありましたが、今般インターネットからもダウンロード可能になったものでございます。必要事項入力後、印刷の上、当館にご送付頂く必要がございますのでご留意下さい。

サイトはこちら→ <http://www.mofa.go.jp/mofaj/toko/passport/download/top.html>

なお、当面の間は、在外公館に限っての先行運用となり、日本国内につきましては、今後の運用状況を確認しながら準備を進めていくこととなります。そのため、日本国内で旅券申請を行う場合には、ダウンロード申請書はご利用頂けませんので、引き続き従来の申請書様式に記入の上、申請いただきますよう、ご協力をお願いいたします。

○一般旅券発給申請書（5年、10年）

○一般旅券発給申請書（記載事項変更用）

○一般旅券増補申請書

○紛失一般旅券等届出書

※ ダウンロード申請書を作成、印刷した後に、所定の箇所に直筆による署名の上、写真、戸籍謄本など必要な書類とともに、領事館まで郵送してください。

2. 「同意書」

※ 来館日（交付希望日）を変更される場合は、新たに同意書の提出が必要です。（同意書は当館HPよりダウンロードできます。）

3. 当館窓口へ旅券を受け取りに来館する日付より六ヶ月以内に作成された戸籍謄（抄）本の原本：1通（コピー不可）

当館に来館される日（旅券交付希望日）にお手持ちの旅券がまだ有効で、戸籍上の姓名および本籍地等の内容に変更がない場合は戸籍謄（抄）本の提出は省略できます。場合によっては、戸籍謄（抄）本を提出して頂くこともございますのでご了承下さい。

4. 申請者の写真：1葉（暗くなく、ブレのない写真）（注）の規格を参照して下さい。

旅券交付希望日より6ヶ月以内に撮影されたもの。アメリカのパスポート用写真を使用できますが、お顔をズームアップしすぎず、頭上やお顔の左右に十分な余白があるようお願いいたします。貼らないで、写真の裏面に名前を記入し同封して下さい。クリップで留めないでください。郵送中、写真にクリップによる傷が付く場合があります。

5. 現在お持ちの有効な旅券

- 一番最近取得した旅券の見開きページ（顔写真のページ）のコピー
- 有効期限が過ぎている場合は、一番最近取得した旅券の見開きページ（顔写真、書面欄のページ）に加え、追記欄6ページまでのコピー。追記がない場合は見開きページのみ

※ 郵送による仮申請の際に、旅券原本は郵送しないで下さい。

6. 初めて旅券を申請される方、または現在お持ちの旅券の有効期限が過ぎている場合は、本人確認のための写真付きの身分証明書（有効な運転免許証等）のコピー

※ 新生児の方等で写真付きの身分証明書が無い場合は、法定代理人の方の写真付身分証明書（有効な旅券、米国運転免許証等）のコピーを添付して下さい。

7. 有効な米国滞在許可に関する書類のコピー

- 米国査証のページ、I-20等、永住の方は米国永住カード（Permanent Resident Card）のコピー
- 二重国籍の方は、米国出生証明書、または米国旅券で出生地（Birth Place）が米国のもの、戸籍謄（抄）本で出生地が米国である、父または母が米国籍であることを証明できるもののいずれかのコピー

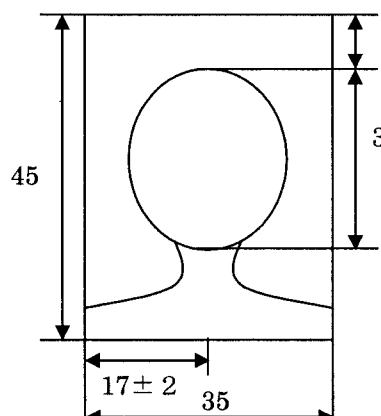
8. 外国式氏名の綴りが確認できる外国政府発給の書類のコピー

（例：米国永住カード・婚姻証明書・米国旅券・米国出生証明書等）

旅券面の氏名表記が非ヘボン式表記（外国式氏名が戸籍に記載されている場合）や別名併記（外国式の氏名が戸籍に記載されていないが戸籍上の氏名の後に括弧書きで併記する場合）をご希望の場合。

※ 婚姻による別名併記を初めて希望される場合は、旅券交付希望日より6ヶ月以内に交付され、婚姻の事実が確認できる戸籍謄本原本1通が必要です。

（注）提出写真規格（数字の表示は実寸ではありません）



1. 申請者（請求者）本人のみが正面を向いて撮影されたもの
2. 提出の日6ヶ月以内に撮影されたもの
3. 縁なしで左記図画面の各寸法を満たしたもの（顔の寸法は頭頂から顎まで）
4. 無帽であるもの（申請者（請求者）の申出により、外務大臣、各都道府県知事又は領事館が、宗教上又は医療上の理由により顔の輪郭がわかる範囲で頭部を布などで覆うことを認める場合を除く）
5. 背景（影を含む）がないもの
6. ご不明な場合は、当館ウェブサイトの「パスポート用写真の例」をご覧ください。

旅券受領受付時間 月～金（休館日を除く）（午前 9:30-12:30、午後 1:30-4:30）

***一般旅券発給申請書には署名をする箇所が2箇所
(もしくは3箇所) ございます***

1. 表面(ダウンロードされた方は1ページ目)の顔写真の下にある所持人自署

- 所持人自署は新規発行旅券に表記(転写)される署名になりますので、申請者ご本人の署名であれば日本語でも英語でも問題ありません。ただし修正液等での訂正は不可。新規旅券を受け取られる日付(交付希望日)の時点で6歳未満のお子様の申請の場合、法定代理人による代理署名が可能です。(詳細は書き方の見本をご覧ください)

2. 裏面(ダウンロードされた方は2ページ目)の申請者署名および法定代理人署名

- 申請者署名欄は、申請者ご本人が戸籍に記載のとおりのお名前で日本語かい書体で署名して下さい。新規旅券を受け取られる日付(交付希望日)の時点で6歳未満のお子様の申請の場合、法定代理人による代理署名が可能です。お子様のお名前の後ろに“父代筆”や“母代筆”と書き加えて下さい。(詳細は書き方の見本をご覧ください)
- 法定代理人署名欄は、申請者が新規旅券を受け取られる日付(交付希望日)の時点で20歳未満の場合、法定代理人が必ず日本語かい書で法定代理人署名欄にかい書体で署名をして下さい。(詳細は書き方の見本をご覧ください)